び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件　三一　71　五二六

四七

最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件　三一　71　五二八

一

社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件　二一　三

○金融庁、法務省、財務省

一

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第十七条の規定に基づき金融機関を定める件　二八　三

○金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省

一

株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示の一部を改正する件　二八　68　三四

二

株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件　三一　71　五二九

○金融庁、経済産業省、財務省

三

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件　三一　71　五三三

四

株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件　三一　71　五二六

○金融庁、厚生労働省

一

労働金庫法施行規則第九十条第一号イの規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める者等の一部を改正する件　二八　68　三四

二

労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件　三一　71　五二六

三

労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部を改正する件　三一　71　五二四

四

労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件　三一　71　五二七

○金融庁、農林水産省

一

農業協同組合法第十条第二十項の規定に基づき、主務大臣の指定する農業協同組合連合会を定める件の一部を改正する件　三　42　六七

二

農業協同組合法施行令第三条の規定に基づき、主務大臣の定める区域を定める件の一部を改正する件　三　42　六八

三

農林中央金庫法の施行に関し定める件の一部を改正する件　二八　68　三五

四

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十四条の二の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が定める機械等を定める件の一部を改正する件　二八　68　三五

五

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十二条の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が定める機械等を定める件の一部を改正する件　二八　68　三五

六

農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件　三一　71　五二七

七

農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件　三一　71　五七一

八

漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件　三一　71　五七七

九

農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件　三一　71　五八二

一〇

農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件　三一　71　五九五

一一

漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件　三一　71　五九九

一二

農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件　三一　71　六〇二

一三

農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件　三一　71　六〇二

一四

漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件　三一　71　六〇三

一五

農林中央金庫法施行令第七条第十一項第五号及び第四十二条並びに農林中央金庫法施行規則第七十一条の五第二項、第七十二条第二項及び第四項から第六項まで並びに第七十三条第一項及び第二項の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める告示の一部を改正する件　三一　71　六〇三